

- (4) 参加者は2名以上で、1回のスポーツ合宿等における延べ宿泊数（参加人数に宿泊日数を乗じた数をいう。以下同じ。）が大会宿泊を除いて10泊以上であること。ただし、複数の団体が合同又は同一の目的で合宿を行う場合は、各団体の延べ宿泊数の合計が10泊以上であること。
- (5) 営利を目的とするものではないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものではないこと。
- (7) 国、県及び他の地方公共団体等から当該スポーツ合宿等に対する助成を受けていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) その他市長が特に必要と認める条件に該当すること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、前条に規定するスポーツ合宿等を行う団体とする。

- 2 複数の団体が合同又は同一の目的で合宿を行う場合は、各参加団体を個別の助成金の交付対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、スポーツ合宿等における延べ宿泊数に2千円を乗じて得た額とし、1団体あたりの限度額は、次の表に定める延べ宿泊数に応じて限度額を定める。

参加者の延べ宿泊数	助成金の限度額
50泊未満	5万円
50泊以上100泊未満	10万円
100泊以上200泊未満	20万円
200泊以上300泊未満	30万円
300泊以上400泊未満	40万円
400泊以上	50万円

- 2 複数の団体が合同又は同一の目的で合宿を行う場合は、団体ごとの延べ宿泊数に基づいて、それぞれの限度額を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、合宿期間全体において市外施設のみを利用する場合の助成金は、延べ宿泊数から大会宿泊を除いた延べ宿泊数に1千円を乗じて得た額とし、1団体あたりの限度額は、第1項の表に定める額の半額とする。
- 4 合宿期間中に市内施設と市外施設の両方を利用する場合は、第1項の規定を適用する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、スポーツ合宿等を開始する日の14日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市スポーツ合宿助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び金額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(合宿計画の変更等)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付決定通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、当該合宿計画の内容（参加者数、宿泊日数、施設等）を変更又は中止しようとするときは、書面により市長に報告しなければならない。

- 2 助成対象者は、当該合宿計画が予定の期間内に完了しないとき、又は当該合宿計画の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該合宿計画の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、前二項の書類の提出を受けた場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、スポーツ合宿等が終了したときは、その日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿実績報告書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告が行われた場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第5号）により助成対象者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による通知を受けた助成対象者から適正な助成金交付請求書（様式第6号）の提出を受けたときは、速やかに助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途で使用したとき。
 - (3) 第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成対象者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
 - 3 前二項の規定は、第10条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。

(事務の代行)

- 第13条 助成金の交付を受けようとする申請者は、第6条、第8条、第9条、第11条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。
- 2 前項の手続きを代行する場合、申請者は別に定める委任状（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。